

平成18年4月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 八 口 ー ズ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 利 行
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 2 7 4 2)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役
 役 職 ・ 氏 名 経 営 企 画 室 長 高 松 清
 電 話 0 8 4 - 9 6 2 - 5 5 8 8

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年4月14日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年5月25日開催予定の第48回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加し所要の変更を行うものであります。
 (変更案第2条)
- (2) 当社株式について、1株を2株に分割することを、平成17年12月27日開催の取締役会で決議し、平成18年3月1日に実施いたしましたので、発行する株式の総数を変更するものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日施行されることに伴う変更を以下のとおり行うものであります。
- 1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利の制限を新設する。(変更案第9条)
 - 2) 株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで、株主に対して提供したとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を図ることを目的として新設する。(変更案第15条)
 - 3) 株主総会に出席して、議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主への周知を図るため変更する。(変更案第17条)
 - 4) 取締役会の決議事項について、取締役全員が書面等による同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会運営の効率化と、経営の機動性を図るため新設する。(変更案第27条)
 - 5) その他、会社法の用語、規定、引用条文にあわせて変更し、条数の整理、一部字句の整備をするものであります。(変更案第5条から第48条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社ハローズと称し、英文では、HALOWS CO., LTD.と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>酒類の販売</u> (2) <u>各種食料品の販売</u> (3) <u>日用雑貨品の販売</u></p> <p>(4) <u>不動産の売買、賃貸借及びこれらの仲介斡旋ならびに不動産の管理</u> (5) <u>飲食店業</u> (6) <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> (7) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) <u>各種食料品の加工、製造及び販売業</u> (2) <u>日用雑貨品及び化粧品の販売業</u> (3) <u>塩・たばこの販売及び穀物類の加工並びに販売業</u> (4) <u>ペット用品及びペットフード販売業</u> (5) <u>衣料品及び寝装寝具の販売業</u> (6) <u>文房具、事務用品及び玩具の販売業</u></p> <p>(7) <u>書籍、録画・録音媒体の販売及び賃貸業</u> (8) <u>時計、カメラ、運動用品、インテリア・エクステリア用品の販売業</u> (9) <u>生花、園芸植物、園芸用品の販売業</u> (10) <u>前各号商品の輸出入業及び卸売業</u> (11) <u>酒類の輸入及び販売業並びに卸売業</u> (12) <u>古物の売買及び委託売買</u> (13) <u>医薬品、医薬部外品及び医療用具の販売業</u> (14) <u>写真業、印刷業、クリーニング業、理容業及び美容業</u> (15) <u>ショッピングセンターの企画・運営</u> (16) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理及び鑑定業</u> (17) <u>飲食店業及び駐車場の経営</u> (18) <u>損害保険代理業及び生命保険募集業</u> (19) <u>金銭の貸付、その貸借の媒介及びクレジットカード取扱業</u> (20) <u>労働者派遣事業</u> (21) <u>各種企業の経営指導及び業務委託</u> (22) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を広島県福山市に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p>	<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>24,600,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>49,200,000株</u>とする。</p>
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第7条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社が<u>発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続き及び手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第10条 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株券の発行) 第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社が<u>発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第12条 当社は、<u>毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集 時 期)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日</u>の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(招 集 者 及 び 議 長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき</u>代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる</u>。</p> <p>2 株主または代理人は、代理権を<u>証する書面を株主総会毎に提出しなければならない</u>。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>2 <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日</u>の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1 名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="292 221 647 250">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="316 286 400 315">(新設)</p> <p data-bbox="245 378 426 407">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="237 414 750 443">第 16 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p data-bbox="245 474 474 504">(取締役の選任方法)</p> <p data-bbox="237 506 780 566">第 17 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="245 575 780 667">2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="245 701 780 763">3 取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p data-bbox="245 795 426 824">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="237 826 780 916">第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="245 925 780 1016">2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="245 1048 569 1077">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="237 1079 780 1140">第 19 条 当社は、<u>取締役会の決議により</u>、代表取締役を選任する。</p> <p data-bbox="245 1149 780 1272">2 <u>取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="323 1274 408 1303">(新設)</p> <p data-bbox="245 1464 569 1494">(取締役会の招集者及び議長)</p> <p data-bbox="237 1496 780 1585">第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p data-bbox="245 1659 780 1751">2 <u>代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p data-bbox="245 1783 497 1812">(取締役会の招集手続)</p> <p data-bbox="237 1814 780 1906">第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="245 1937 497 1966">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="237 1968 780 2038">第 22 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p data-bbox="879 221 1235 250">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="807 286 1019 315"><u>(取締役会の設置)</u></p> <p data-bbox="807 318 1227 347">第 19 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p data-bbox="807 378 987 407">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="807 414 1075 443">第 20 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 474 987 504">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="807 506 1348 566">第 21 条 当社の取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p data-bbox="807 575 1348 698">2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="807 701 1334 730">3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p data-bbox="807 795 987 824">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="807 826 1348 916">第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度の最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="807 925 1348 1016">2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p data-bbox="807 1048 1134 1077">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="807 1079 1348 1140">第 23 条 当社は、<u>取締役会の決議によって</u>、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="807 1149 1348 1209">2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p data-bbox="807 1274 1348 1433">3 <u>取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="807 1464 1161 1494">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="807 1496 1348 1655">第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="879 1659 963 1688">(削除)</p> <p data-bbox="807 1783 1062 1812">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="807 1814 1348 1937">第 25 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに</u>発する。ただし、<u>緊急の場合には</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="807 1937 1088 1966">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="807 1968 1348 2060">第 26 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規程) 第24条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬) 第25条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第26条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (削除)</p> <p>(取締役会規程) 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第33条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし緊急の<u>必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事録は、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第42条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金) 第36条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u>(以下中間配当金という。)を行うことができる。</p> <p>(除斥期間) 第38条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> (新設)</p>	<p>(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第48条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成18年4月14日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成18年5月25日開催予定の株主総会に上程する際には、字句の修正を行う場合があります。

以 上